様式２：業務依頼者等以外の実施結果の利用者から入手する合意書

※業務依頼者等以外の実施結果の利用者が、業務実施者に宛てて提出する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 報告書利用に係る合意書  ×年×月×日  東京都○○区○○町××番××号  ○○監査法人  代表社員　公認会計士　○○○○　殿　（注）  （注）業務実施者が公認会計士である場合は適宜修正する。  東京都□□区□□町××番××号  □　□ 株 式 会 社  （役職名）　（氏名）□□　□□  　○○年金基金（以下「年金基金」という。）と○○監査法人（以下「業務実施者」という。）が○年○月○日付けで締結した合意された手続業務契約書（以下「業務契約」という。また、業務契約に基づく業務を、以下「本業務」という。）に基づき、業務実施者が提出する合意された手続実施結果報告書（以下「本報告書」という。）を、当社が配布を受けるに当たり、当社は、以下の点の説明を受け、明確に理解したことを確認するとともに、以下の事項について合意します。  １．年金基金が本業務を依頼する目的は、確定給付企業年金法施行規則（以下「省令」という。）第百十七条第４項第三号、令和二年厚生労働省告示第三百三十五号及び「『確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について』（平成14年３月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号。）別紙２　確定給付企業年金の事業運営基準　２．企業年金基金の組織及び運営に関する事項（４）監事　③　イ．」（以下「承認認可通知」という。）に基づき、その結果を監事の監査に活用して監事の監査の充実を図ることを目的として年金基金の理事者、監事、理事、代議員及び従事者が利用し判断すること（以下「業務の目的」という。）であること。  ２．業務実施者は、日本公認会計士協会が公表した専門業務実務指針4464「総合型確定給付企業年金基金に対する合意された手続業務に関する実務指針」に準拠して、業務の目的に則して、年金基金の業務に関する情報（以下「業務対象」という。）を対象として、本合意書別紙１に記載した合意された手続を実施し、その結果を年金基金及び当社に報告すること。  ３．業務実施者は、日本公認会計士協会が公表する倫理規則、独立性に関する指針（第２部）及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して本業務を実施すること。また、業務実施者は、日本公認会計士協会が公表した品質管理基準委員会報告書第１号「監査事務所における品質管理」に準拠して、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針及び手続並びにその文書化を含む品質管理のシステムを整備及び運用して本業務を実施すること。  ４．業務実施者は、合意された手続以外の手続を実施する責任を負わないこと。また、業務実施者は、合意された手続の適切性について責任を負わず、手続を誤って適用した場合や事実と異なる結果報告をした場合に限り、責任を負うこと。  ５．合意された手続業務には、業務実施者が業務依頼者と合意した手続を実施し、また合意された手続の事実に即した結果である手続実施結果を報告することが含まれること。  ６．本業務は、監査又はレビュー等の保証業務には該当せず、したがって、業務実施者は、意見又は保証の結論を表明するものではないこと。  ７．業務実施者が手続を追加して実施した場合又は手続の範囲を拡大した場合には、報告すべき事項が新たに発見される可能性があること。  ８．本業務は、合意された手続が実施される業務対象に業務依頼者（注）が責任を負うことを前提として実施されること。  （注）業務依頼者と異なる者が業務対象に責任を負う場合は、「業務依頼者」の箇所を、業務対象に責任を負う者の名称（「△△株式会社」など）に置き換える。  ９．合意された手続が業務の目的に適していることを当社が確認すること。また、当社は、手続実施結果を自ら検討し、業務実施者が実施した作業から自らの責任で結論を導くこと。  10．実施結果報告書の宛先は、業務依頼者とすること。  11．業務実施者は、特段の事情のない限り、本合意書別紙２の様式及び内容に基づき、実施結果報告書を作成すること。  12．当社は、実施結果報告書及びその記載内容を第１項に定める業務の目的以外の目的に使用してはならないこと。また、当社は、実施結果報告書及びその記載内容を業務依頼者及び当社以外の者に配布又は伝達してはならず、また、利用させてはならないこと。  13．当社は、本報告書の閲覧又は本合意書の違反に関連して、業務実施者に損害賠償請求を行わず、また、当社が本合意書に違反したことにより業務実施者に生じた損害を賠償すること。  14．本合意書に関し訴訟の必要が生じた場合は、○○地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすること。  以　　上  別紙１　合意された手続   |  | | --- | |  |   （注）他者の作業を利用する場合には、その旨を記載する。  別紙２　合意された手続実施結果報告書の想定される様式及び内容   |  | | --- | |  |   （注）専門業務実務指針4464「総合型確定給付企業年金基金に対する合意された手続業務に関する実務指針」付録１の様式及び内容を報告書利用に係る合意書の別紙として添付する（報告書利用に係る合意書11．参照）。 |